

令和2年8月12日策定
令和2年9月23日改定
令和2年11月28日改定

神奈川県国際文化観光局文化課の事業実施に係る 新型コロナウイルス感染症の拡大防止ガイドライン

本ガイドラインは、神奈川県国際文化観光局文化課（以下「文化課」という。）が主催者（共催を含む。）として事業を行うに当たり、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために実施すべき基本的な対策を整理し記載したものであり、事業主催者である文化課の職員のほか、委託事業者、来場者など、当該事業に関わる全ての関係者を対象とする。

文化課が主催する事業は、県立文化施設での公演・展示事業だけではなく、県内市町村施設を会場としたもの、学校や県庁舎内といった文化施設以外の建物内や屋外など、様々な空間を会場として行われている。また、事業内容についても、様々な規模で実施される鑑賞型事業の他、ワークショップなどの参加型事業、公募美術展及び文化賞・スポーツ賞贈呈式等、多様なジャンル・様態の事業が行われている。

これらの様々な会場空間及び事業の様態を十分に踏まえ、会場及びその周辺地域において、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する必要があることから、本ガイドラインの作成に当たっては、公益社団法人全国公立文化施設協会が定めた「劇場・音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」のほか、県が作成した業種別チェックリストを参考としたが、個々の事業実施に当たっては、各業界団体、各施設管理者及び各自治体が策定するガイドライン等を参照し、必要となる負担を勘案しつつ最大限の対策を講じるものとする。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」（以下「県対処方針」という。）の変更や事態の状況により、必要に応じて適宜改訂を行うものとする。

1 基本的な対策

- 十分な社会的距離を確保する（最低1メートル）。
- マスクの着用を徹底する。
- 消毒液を設置し、こまめな手洗い・手指の消毒を実施する。
- 検温等の体調管理を徹底し、次の症状等がある場合には来場を控えるよう周知する。
 - ① 37.5度以上の発熱がある。
 - ② 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等の症状がある。
 - ③ 新型コロナウイルス感染者との濃厚接触がある。
- 感染対策のガイドラインに沿った対策を取っていることを「感染防止対策取組書」により示すほか、感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みを構築するため、「LINEコロナお知らせシステム」、「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」などを活用する。また、必要に応じて参加者の氏名・連絡先の把握に努めるなど、感染発生時の参加者への連絡体制を構築するものとする。

2 事業準備時の対策

- 打合せや会議（審査会等を含む。）は電子会議への切替え、書面開催を検討し、難しい場合には規模の縮小、時間の短縮、座席間隔の確保、間引き等を行い、マスクの着用など感染拡大防止対策を施したうえで開催する。
- 書類等の授受については、原則としてインターネットや郵送で行い、対面による授受を避けるよう努める。
- 事業に関わる関係者（来場者を含む。）の氏名や緊急連絡先を予め把握できる場合は、名簿を作成する。
- 来場者に対して、ホームページやチラシ等の媒体や会場内掲示等により、「1 基本的な対策」の内容に関する注意喚起を行う。
- 事業内容については、実施する上で困難な場合を除き原則として、出演者等のマスクの着用や十分な間隔の確保など、感染防止対策を施した内容となるよう努める。
- 稽古、設営（撤去）、リハーサル時においても、十分な感染防止措置を講じることとし、感染が疑われる者が出たときは、速やかに医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受けるとともに、保健所等の公的機関による聴き取りに協力する。
- マスクの着用ができない出演者等に関しては、必要に応じて、PCR検査を実施する。
※PCR検査の位置付けは、今後の全庁的な整理を踏まえ、改めて検討する。

3 事業実施時の対策（屋内・屋外共通）

- 会場入口に消毒液を設置し、手指を消毒してから入場するよう周知する。
- 会場入口に、「感染防止対策取組書」及び「LINEコロナお知らせシステム」の二次元コードを掲示し、来場者に登録を促す。
- 入場時に体温計やサーモグラフィーによる発熱チェック等を行い、入場者の体調確認を実施する（ただし、入場規制のない屋外イベントの来場者を除く。）。
- 入場時のチケット確認（もぎり）の簡略化を行う。
- 事前申込み等により可能な限り来場者の把握に努める。
- 受付でチケット販売や物販等を対面で実施する場合、可能な範囲でアクリル板や透明ビニールカーテンを設置し、購買者との間を遮蔽するよう努める。また、現金の取扱いを出来るだけ減らすため、オンラインチケットの販売やキャッシュレス決済を推奨する。
- チラシ、パンフレット、アンケート等の配布の有無及び方法については、接触機会の減少の観点から、配布の必要性を検討の上、イベントの態様に応じた対応をとる。
- 状況に応じ、手袋やフェイスシールドを着用する。
- 機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限する。
- 原則、公演者と来場者の接触を禁止する。
- 来場者同士での会話を控え、自席で静かに過ごすよう周知する。
- 声援等の発生を控えるよう周知する。

(1) 屋内における対策

- 原則として、会場となる施設におけるガイドラインを遵守することとし、施設管理者（県庁舎で実施する場合は庁舎管理課）と十分な協議を行う。
- 余裕を持った入場時間の設定、時間差での入場、入場待機列の設定等、入場時の「三密」を避ける工夫をした対応を行う。
- 定期的な消毒や換気を徹底する。
- 事業の参加者や観覧者数は、県対処方針の定めによる。
- 楽屋内での消毒、ケータリングの管理、ゴミ廃棄時の衛生管理を行う。
- 退場時に混雑することが予想される場合は時間差を設けて退場するように誘導する。

(2) 屋外における対策

- 来場者が前後左右の間隔を空けて観覧できるよう、座席の設置やテープ等でマーキングするなどの対応をする。
- 事業の参加者や観覧者数は、県対処方針の定めによる。
- 公演者と観覧者の間は、公演の内容に応じて適切な距離を確保するようにする。
- 適切な距離を確保した結果、通行人等の動線の妨げにならないよう注意する。
- 来場者数に応じて、入場を制限する等により、いわゆる「三つの密」を避けるように誘導する。
- 会場周辺の商業施設や近隣住民に不安を与えないよう、地元協議会等と協議する等、十分な感染拡大防止対策を講じる。

4 当日に感染が疑われる者が出た時の対応

- 施設管理者と情報を共有し、協力して対応する。
- 速やかに隔離し、換気の良い場所に案内する。
- 対応するスタッフはマスクや手袋を着用する。
- 速やかに医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受ける。
- 保健所等の公的機関による聴き取りに協力し、氏名及び緊急連絡先等を把握し名簿を作成する等、必要な情報提供を速やかに行えるよう体制を整える。
- 取得した個人情報等は、遺漏することがないように十分な対策を講じる。

5 事業実施後に感染者が発生していたことが判明した時の対応

- 速やかに医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受ける。
- 来場者を把握している場合は速やかに個別に連絡を行うと共に、県ホームページ等により公表する。
- 来場者を把握していない場合は、速やかに広く周知できる方法により公表する。
- 保健所等の公的機関による聴き取りに協力する。

6 その他

- 本ガイドラインに定める事項のほか、必要に応じて、事業ごとにマニュアル等で具体的な

対応を定めることとする。